

別紙

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚・大型魚）、すけとうだら太平洋系群、するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 1 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第 1 くろまぐろ（小型魚）（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

- 1 都道府県漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第 15 条第 1 項第 2 号関係）について、本県に定められた数量

68.2 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（小型魚）漁業	64.8 トン
県留保枠	3.4 トン

第 2 くろまぐろ（大型魚）（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号関係）について、本県に定められた数量

39.1 トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
くろまぐろ（大型魚）漁業	38.0 トン
県留保枠	1.1 トン

第 3 すけとうだら太平洋系群（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号関係）について、本県に定められた数量

現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
すけとうだら漁業	現行水準

第4 するめいか（令和7年4月～令和8年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
するめいか漁業	現行水準

第5 ぶり（令和7年4月～令和8年3月）

- 1 都道府県漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
101,000トンの内数

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
ぶり漁業	101,000トンの内数